

みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大 原 敦 子 様

三重県監査委員	伊	藤	隆
三重県監査委員	東		豊
三重県監査委員	廣	耕	太 郎
三重県監査委員	内	田	典 夫

住民監査請求について

令和 4 年 11 月 21 日に提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第 2 監査の請求等

1 請求の要旨

令和 4 年 11 月 21 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の趣旨について、次のとおり理解した。

- (1) 三重県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）の理事長は、鈴鹿市立神戸中学校教諭（県費負担教職員）である。県中体連の理事長である鈴鹿市立神戸中学校教諭（以下「当該教職員」という。）は、担当の校務分掌の 1 つとして「中体連・県事務局」（三重県中体連事務局）が割り当てられているが、県中体連は学校の外部団体であり、県中体連の業務が校務分掌とはなり得ず、また、県中体連事務局の業務が教職員の担う業務と業務内容が重なっているというわけではない。さらに、担当授業時間数は同校に勤務する他の県費負担教職員のほぼ全員が週あたり 20 数コマであるのに対して、当該教職員の場合は授業を一切受け持っていない。県費負担教職員に支払われている人件費は当然ながら教職員としての業務を行うことに対するものである。外部団体である県中体連の理事長をしていることを理由に校務の軽減が行われれば、県費から支出されている人件費が学校の外部団体である県中体連のために利用されていることになり、不適切と言わざるを得ない。
- (2) 当該教職員の給与・賞与の合計を年間 700 万円と仮定すると、当該教職員が授業を受け持っていないため、それとほぼ同額の損害が県に与えられたことになる。そこで、県が被った損害を県中体連に請求するなど、必要な措置を執ることを求める。

2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第 242 条所定の要件を形式的に具備していると認められたことから、令和 4 年 12 月 12 日に受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求については、県中体連の業務を行っている当該教職員に対して給与が支払われていることが、違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

教育委員会事務局

3 監査対象部局に対する調査の実施等

令和 4 年 12 月 12 日、請求人に陳述の機会を 12 月 20 日に設けた旨連絡した。

令和 4 年 12 月 13 日、監査対象部局に対する調査を実施した。

令和 4 年 12 月 14 日、請求人から陳述を希望しない旨の文書が提出された。

4 関係人に対する調査

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、令和 4 年 12 月 15 日、鈴鹿市教育委員会事務局に対する調査を実施した。

第 4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査、関係人に対する調査、関係書類の調査及び関係法令の照合等を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 県費負担教職員の給与について

ア 県費負担教職員制度の概要

県費負担教職員とは、市町村立学校の教職員でありながら、その給与を都道府県が負担するものであり、市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条により、市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員（法定の定数に基づき配置されたものに限る。）の給与は都道府県が負担することとなっている。

この制度が設けられた趣旨としては、給与は義務的経費であり、かつ多額であることから、市町村より財政力が安定している都道府県の負担とし、給与水準及び一定水準の教職員を確保することにより、教育水準の維持向上を図ることが挙げられる。

イ 県費負担教職員の任免及び服務監督

県費負担教職員の任命権については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 37 条第 1 項により、都道府県教育委員会に属しており、県費負担教職員の任命権及び給与の決定権は都道府県教育委員会に属するものである。

また、県費負担教職員の服務監督については、同法第 43 条により、市町村教育委員会が行うこととされている。

ウ 鈴鹿市の中学校に勤務する県費負担教職員の給与

市町立の中学校に勤務する県費負担教職員は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和30年三重県条例第10号)第2条第3号において、県から給与の支給を受ける対象とされており、鈴鹿市の県費負担教職員の任命権者である県教育委員会は、同条例の規定に基づいて、鈴鹿市の県費負担教職員の給与を決定することとされている。

(2) 県中体連について

ア 設立目的及び事務所の設置場所

県中体連の設立目的は、三重県中学校体育連盟規約第3条において、「中学校等における学校体育の健全な発達と高潔なスポーツマンシップの高揚を図り、相互の親睦を期する事」と規定されている。

また、同規約第2条において、「本連盟の事務所を理事長勤務の学校におく。」と規定されており、現在、理事長が鈴鹿市立神戸中学校の教諭であることから、事務所は鈴鹿市立神戸中学校内にある。

イ 業務内容

主な業務内容は、学校教育の一環として実施される東海中学校総合体育大会及び全国中学校体育大会(以下「対象大会」という。)に出場する生徒に要する旅費等の経費の補助や引率教職員の旅費等の支払及び公式大会の運営等である。

毎年度、県教育委員会から全国中学校体育大会派遣費補助金が交付されており、全国中学校体育大会に出場する生徒の旅費等を補助している。

また、毎年度、県教育委員会と全国・ブロック体育大会引率教員旅費等委託業務契約を締結しており、対象大会に出場する生徒を引率する教職員の旅費支給事務が県教育委員会から委託されている。

このほか、公式大会の企画及び運営や各競技の指導者の養成等を行っている。

(3) 当該教職員の担当業務について

当該教職員は、県中体連の理事長であるため、県中体連業務として、県内外の対象大会に係る会議への出席及び県内中学校の部活動顧問や関係団体との連絡調整等の業務を行っている。

また、当該教職員は、主担当である授業はないものの、週15時間程度の授業支援や2年3組の給食指導及び昼休みや放課後における2年生の教室巡回等の業務を行っている。

(4) 県中体連の理事長である教職員の業務の取扱いについて

県中体連の理事長である教職員の業務の在籍校における取扱いについては、以下のとおりであった。

ア 在籍校の学校長は、校務全体を鑑みて授業時間数を決定しており、理事長である教職員は、県中体連業務を担っていることから、教務主任、進路指導主事及び生徒指導主事等の業務を担当している教職員と同様に、その業務量を考慮して授業時間数を決定している。

イ 理事長である教職員が行う県中体連業務は、県内外の対象大会に係る会議への出席

及び県内中学校の部活動顧問や関係団体との連絡調整等、県内中学校の運動部活動の充実のために行う業務であることから、学校教育活動であり、公務に該当する。

ウ 理事長である教職員が行う県中体連業務を公務の遂行と認めており、その服務監督は、在籍校の学校長が行っている。

(5) 関係法令等について

ア 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第2号）第15条において、特別休暇について規定されており、特別休暇を取得できる場合については、規則で定めるとしている。

イ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第4号）第12条第1項第30号において、上記アの特別休暇を取得することが可能である場合の一つとして、教職員が職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務に参加する場合が定められている。

ウ 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等の運用について

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等の運用について（平成7年教教第220号三重県教育委員会教育長通知）において、教職員が職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務に参加する場合のすべてを特別休暇として扱う趣旨ではなく、その参加が直接公務の遂行と認められる場合は、出張又は通常の勤務として取り扱ってよいとしている。

エ 中学校学習指導要領

部活動は、中学校学習指導要領（平成29年告示）総則第1章第5の1のウにおいて、教育課程以外の学校教育活動として位置づけられており、学校教育活動の一環とされている。

2 判断

(1) 理由

ア 請求人は、教職員としての業務を行うことに対して人件費が支払われているにもかかわらず、当該教職員が外部団体である県中体連の業務を行うために校務の軽減が行われることは不適切であり、当該教職員への給与等の支払は、公金の違法又は不当な支出であると主張する。

イ 上記1の(2)のイのとおり、県中体連は、全国中学校体育大会に出場する生徒に要する旅費等の経費の補助や引率教職員の対象大会への旅費等の支払を行うとともに、県内中学校等の運動部活動の充実を図るため、運動部活動の成果を発表する場である公式大会の企画及び運営や各競技の指導者の養成等を行っており、これは上記1の(5)のエから、学校教育活動のための業務と認められる。

ウ 上記1の(3)のとおり、当該教職員は、県中体連業務を行っているが、当該業務は、上記イのとおり、学校教育活動のための業務を行っているとして認められる。

エ このように、職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務が、公務の遂

行と認められる場合があることは、上記1の(5)のウの通知のように、あらかじめ想定されており、教職員が県中体連業務を行う場合に限らず、広く認められている。

オ 以上のことから、鈴鹿市立神戸中学校長が、通常の勤務として県中体連の業務を当該教職員に行わせていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められない。

カ よって、当該教職員に公務の遂行として県中体連業務を行わせていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められないことから、当該教職員への給与の支払は、違法又は不当な公金の支出と認められない。

(2) 結語

したがって、本件請求には、理由がないから、前記第1 監査の結論のとおり決定する。

第5 付言

監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回、請求人から本件請求が提出された主たる要因は、当該教職員が、恒常的に職務として外部団体である県中体連の業務を行っていたことによるものである。

そのため、県教育委員会は、今後、教職員が、職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務を行うことが、直接公務の遂行と認められる場合であっても、それが恒常的なものであるときは、市町教育委員会との役割分担を踏まえ、明確な基準や手続を定めることなどにより、適切な運用が図られるよう努められたい。